

パラオ共和国200海里水域での操業継続に関する意見書

パラオ共和国は日本から最も近いミクロネシアの島嶼国であり、古くから沖縄はもとより、日本との関係性が強い国である。

漁業面においては、長年、沖縄県を初めとする日本のカツオ・マグロ漁船が同国の200海里水域を漁場として利用しており、近年では33隻の沖縄県内のマグロはえ縄漁船が、マグロ類約2000トンの漁獲実績を上げており、本県マグロ類漁獲量の約25%を占めている。

そのような中、パラオ政府は2015年に同国200海里水域の約80%を完全な漁業禁止区域とし、残りの20%についても原則、国内漁業のみ操業可能な水域とする「パラオ国家海洋保護区設置法」を策定した。この法律は、2020年1月1日から完全施行されることとなっており、現状のままでは来年以降、同国200海里水域での日本漁船による操業は不可能となる。

ただでさえ本県の漁業者は、米軍の訓練により広大な漁場を奪われ、さらには、日台漁業取り決め及び日中漁業協定による外国漁船とのトラブルなど、不安を抱えながらの操業を余儀なくされている。

仮に同国の200海里水域における操業が不可能となった場合、当該水域で操業する沖縄県内のマグロはえ縄漁船は、沖縄周辺水域で操業せざるを得なくなり、その結果、県内漁船同士の漁場での競合、漁獲物の集中水揚げを要因とする魚価の下落、将来的には漁業資源の減少や枯渇等、マグロ漁業者だけでなく本県の水産業にも悪影響が生じることが危惧されている。

よって、本県議会は、今後、パラオ共和国の200海里水域における操業が不可能となった場合、本県の漁業者は今以上に厳しい状況下に置かれることとなることから、政府に対し、下記事項について十分な対応を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 沖縄県内のマグロはえ縄漁船を初めとする日本漁船のパラオ共和国の200海里水域における漁場確保に向けて、日本政府としてあらゆる機会を通じ、パラオ政府に対して粘り強く交渉すること。
 - 2 日本政府として、パラオ政府との友好関係を発展させるために、さまざまな技術的・経済的支援を推進すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月27日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣 }
外 務 大 臣 } 宛て
農 林 水 産 大 臣 }
沖縄及び北方対策担当大臣 }